

特許権	判決年月日	令和3年5月31日	担当部	知財高裁第3部
	事件番号	令和2年(行ケ)第10092号		
<p>○ 相違点に係る本願発明の構成の容易想到性を判断するに当たり，特許請求の範囲に記載された文言を，明細書の記載を参酌して解釈し，副引用例に記載された技術事項を適用しても当該構成には至らないとして，審決の進歩性欠如の判断は誤りであるとした事例。</p>				

(事件類型) 審決(拒絶)取消 (結論) 審決取消

(関連条文) 特許法29条2項

(関連する権利番号等) 特願2018-539447号

(審決) 不服2019-1287号

判 決 要 旨

1 本件は，発明の名称を「マイクロニードルパッチとその梱包体」とする本願発明についての拒絶査定不服審判の請求不成立審決に対する取消訴訟である。

本件審決は，引用文献1(国際公開第2011/148994号)と本願発明との相違点について，引用文献2(国際公開第2004/108112号)に記載された技術事項を適用することによって当業者が容易に想到できたと判断して，本願発明は進歩性を欠くとした。

原告は，取消事由として，相違点の判断誤りを主張した。

2 本判決は，以下のとおり判示して本件審決を取り消した。

(1) 相違点に係る本願発明の構成のうち，「皮膚に対して粘着性を有するオイルゲルシート」の意義は，本件明細書の記載を参酌し，「アクリル系粘着剤等の粘着性ではなく，ゲル化したオイルの粘着性によって，皮膚に対して粘着するシート」と解釈すべきである。

引用文献2に記載された「油性ゲル状粘着製剤」は，アクリル系粘着剤の粘着性によって皮膚に対して粘着するものであるから，本願発明の「皮膚に対して粘着性を有するオイルゲルシート」とは技術的意義を異にする。

したがって，引用文献2記載の技術事項を適用しても，相違点に係る本願発明の構成には至らないから，本件審決の判断には誤りがある。

(2) 被告(特許庁長官)は，「オイルゲル」は有機溶剤を溶媒とするゲルの総称であるとの技術常識が存在し，本願発明の「オイルゲル」の意義や組成について本件明細書には記載がないから当該技術常識に沿って解釈すべきであり，当該技術常識によれば引用文献2に記載された「油性ゲル」は「オイルゲル」に含まれる旨主張する。

たしかに，証拠によれば，「ゲル」を流体(溶媒)の違いという観点から「ヒドロゲル」「オイルゲル」「キセロゲル」の3種類に分類することが一般的に承認されて

いる事実は認められる。しかしながら、他方、化粧品分野において、「オイルゲル」の用語を「有機溶剤（オイル）を少量の固化剤を用いて固形もしくは半固形状にしたもの」という意味で用いる文献も存在するから、「オイルゲル」という用語が、当然に被告主張のような意味に用いられると断定することはできない。

そうすると、本願発明の「オイルゲル」の技術的意義は、特許請求の範囲の記載だけからは一義的に明確ではない。そこで、明細書の発明の詳細な説明のうち、従来技術に関する記載及び解決課題に関する記載を参酌し、上記(1)のとおり、「オイルゲルシート」を「アクリル系粘着剤等の粘着性ではなく、ゲル化したオイルの粘着性によって、皮膚に対して粘着するシート」と解釈すべきである。

したがって、被告の上記主張は採用することができない。

以 上